「OBD検査モニタリング会合」設置要綱(案)

1. 趣旨

令和6年10月1日、1年間のプレ運用を経てOBD検査が開始された。

OBD検査は、自動車の検査(車検)の一部として自動車の安全確保に重要な役割を果たす一方、不適合の場合には、適切に整備しなければ当該車両を運行の用に供することができなくなるなど、国民生活に大きな影響を及ぼす制度である。

このため、OBD検査開始後においても、円滑な検査の実施を図るとともに、検査 現場や自動車整備工場から報告された課題の解決、自動車技術の進展やクルマ社会の DX化への対応、令和7年10月からの輸入車OBD検査への対応等のため、国土交 通省、(独)自動車技術総合機構(機構)、軽自動車検査協会、自動車整備振興会、指 定自動車整備事業者、特定自動車整備事業者、自動車メーカー、スキャンツールメー カー等の関係者が互いに連携して、OBD検査の実施状況をモニタリングし、課題等 に対して適切に対応する必要がある。

このため、今般、これらの関係者を構成員とする「OBD検査モニタリング会合」を設置し、OBD検査の運用状況を確認するとともに、課題があれば対応を検討し、必要に応じて、制度やシステムの見直しを行うものである。

2. 会合の名称

- (1) 名 称: OBD検査モニタリング会合
- (2) 構成員:資料1「構成員名簿」のとおり
- (3) 作業内容:
 - ① OBD検査の運用状況の確認
 - 検査実績
 - 合格率、主な不合格要因 など
 - ② 検査現場や自動車整備工場から報告された課題への対応
 - ③ 中長期的課題への対応(制度改正、システム改修等)

3. 議事の公開

- (1)会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者若しくは 第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると認める案件 その他正当な理由があると認める案件については非公開とすることができる。
- (2)会議資料及び議事概要は、後日、国土交通省ホームページに掲載する。ただし、 公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益 を害するおそれがあると認めた場合その他正当な理由があると認めた場合には、 資料又は議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。